

居宅サービス（訪問介護等）重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して介護保険法に基づく訪問介護・介護予防訪問介護、を提供します。当サービスの利用は、介護保険の要介護認定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 事業者の概要 | ○ |
| 2. 事業所の概要 | ○ |
| 3. 事業所の職員体制 | ○ |
| 4. 居宅介護等計画とサービスの内容 | ○ |
| 5. 利用料金 | ○ |
| 6. サービスの利用方法 | ○ |
| 7. 当事業所のサービス利用に際し留意いただきたい事項 | ○ |
| 8. 緊急時の対応方法 | ○ |
| 9. 緊急時のサービス提供 | ○ |
| 10. この契約に関する苦情・相談窓口 | ○ |
| 11. 第三者による評価の実施状況 | ○ |

有限会社 ゆう優ハウス大和
(事業所名) やまと

当事業所は介護保険法の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 1071100471)

1 事業者の概要

名称	有限会社 ゆう優ハウス大和
法人種別	株式会社
法人所在地	群馬県安中市原市3518
電話番号	027-388-0071
代表者氏名	丸山 裕太
法人の沿革・特色	利用者様の意思を尊重し、自立支援を目的として福祉サービスを提供させていただきます。
法人が所有する 営業所の種類・数	居宅介護事業所・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所 訪問介護事業所・介護予防訪問介護事業所

2 事業所の概要

事業所の名称	やまと
事業所の所在地	群馬県安中市原市3533-5 アートリウム原市 101号室
事業所の電話番号	027-388-0072
サービス提供地域	安中市
サービス提供曜日・ 時間	月曜日から日曜日までとする。 ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
事業所番号	1071100471（平成19年 1月 1日指定） 訪問介護の主たる対象者 （要介護1～5、要支援1・2の認定を受けた方）
運営方針	利用者が居宅において自立した生活を営めるよう、居宅サービス計画に沿って、関係する地域の自治体やサービス事業者と連携し生活援助・身体介護等サービスの提供を行う。
職員への研修の実 施状況	採用後1ヶ月以内に訪問介護について研修を行い、各利用者様の介護計画をふまえて、定期的に年1回以上研修を実施する。 社外の研修においては、その情報を職員に掲示し参加を促している。

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1(兼務)		0.1	介護福祉士
サービス提供責任者	2(1名兼務)	1	2.9	介護福祉士
ヘルパー	0	2 3	1.3 1.2	介護福祉士 2級課程修了者
事務員	0	0	0	

4 居宅介護等計画とサービスの内容

当事業所では、下記のサービス内容から「介護計画」、を定めて、サービスを提供します。

「介護計画」は、居宅サービス計画書と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

I 訪問介護・介護予防訪問介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行いません。

※ 医療行為はいたしません。

② 生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ 通院介助…通院のための外出に伴う身体介護及び屋内外における移動等の介助や通院先での受診等の手続を行います（病院内での介助は含まれません）。

④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

5 利用料金

(1) 介護サービス利用料

イ 身体介護が中心である場合

- | | |
|---------------------|--|
| ① 所要時間20分未満の場合 | 163単位 |
| ② 所要時間20分以上30分未満の場合 | 244単位 |
| ③ 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 387単位 |
| ④ 所要時間1時間以上の場合 | 567単位に所要時間1時間から計算して
所要時間30分を増すごとに82単位を加算した単位数 |

ロ 生活援助が中心である場合

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 所要時間20分以上45分未満の場合 | 179単位 |
| ② 所要時間45分以上の場合 | 220単位 |

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 97単位

ニ 身体介護（20分以上）に引き続き生活援助を行った場合

所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+65単位（195単位を限度）

基本部分		注	注	注
		身体介護の(2)～(4)に引き 続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員 等による場合	夜間もしくは早朝の場合 または深夜の場合
イ 身体介護	(1)20分未満	所要時間が20分から起算した 25分を増すごとに +65単位 (195単位を上限)	×200/100	夜間又は 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2)20分以上30分未満			
	244単位			
	(3)30分以上1時間未満			
	387単位			
	(4)1時間以上			
	567単位に30分を増すごとに +82単位			
ロ 生活援助	(1)20分以上45分未満			
	179単位			
	(2)45分以上			
	220単位			
ハ 通院等乗降介助	1回につき 97単位			

※1単位が10円の利用料となっており、介護保険負担割合証に記載される負担割合に準じた金額が自己負担金となっています。

◆その他の加算・減算

名称	単位数
特別地域訪問加算	(+15 / 100)
中山間等における小規模事業所加算	(+10 / 100)
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	(+5 / 100)
初回加算	(1 回につき +200 単位)
生活機能向上加算 (Ⅰ)	(+100 単位/月)
生活機能向上加算 (Ⅱ)	(+200 単位/月)
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	(13.7%) → (24.5%)
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	(10.5%) → (22.4%)
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	(5.5%) → (18.2%)
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	(4.95%) → (14.5%)
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	(4.4%) → 廃止
特定事業者加算 (Ⅰ)	(+20/100)
特定事業者加算 (Ⅱ)	(+10/100)
特定事業者加算 (Ⅲ)	(+10/100)
特定事業者加算 (Ⅳ)	(+5/100) → (+3/100)
特定事業者加算 (Ⅴ)	(+3/100)
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位/日
口腔連携強化加算 (新設)	50 単位/回 (一ヶ月に 1 回に限り)
減算 (名称)	単位数
同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算①	(-20/100)
同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算②	(-15/100)
同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算③	(-10/100)
同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算④	(-12/100)
業務継続計画未実施減算 (新設)	(-1/100)
高齢者虐待防止措置未実施減算 (新設)	(-1/100)

(具体的な金額については、サービス利用票のとおりです。)

※事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

(2) 利用者負担の軽減措置について

①〔１割から３割の自己負担が高額になったとき〕

１割から３割の自己負担が、ある一定額（上限額）を超えた時は、その超えたぶんが払い戻され、負担が軽くなる仕組みになっています。また所得によって、その上限が減額されます。

＊ 対象者には市から通知がありますので、その内容に基づき申請してください。

区分		世帯の上限額	個人の上限額
生活保護の受給者の方等		１５，０００円	１５，０００円
世帯全員が	老齢福祉年金受給者の方	２４，６００円	１５，０００円
住民税 非課税で	本人の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が８０万円以下の方等	２４，６００円	１５，０００円
	本人の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が８０万円を超える方等	２４，６００円	２４，６００円
	住民税課税世帯の方	３７，２００円	３７，２００円

＊ なお、一度申請を行えば次回以降の申請を省略することが出来ます。(3)交通費

上記２で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

(3)交通費

上記２で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

(4)キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ ご利用の２４時間前までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ ご利用の１２時間前までにご連絡いただいた場合 → ５００円
- ・ ご利用の１２時間前までにご連絡いただかなかった場合 → １,０００円

(5)その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6)支払方法

上記利用料金の支払いは、１か月ごとに計算し、翌月１０日までに請求しますので、１５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 口座振替

イ. 下記指定口座への振り込み

群馬県信用組合 原市支店

普通預金 ０２６３４４８

ウ. 現金領収

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①介護認定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅サービス計画に基づき介護計画書を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は契約日から介護保険の認定の有効期間です。ただし、引き続き介護認定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③訪問介護等の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②介護保険の期間が終了し、その後更新がない場合。
- ③利用者が亡くなった場合

7 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

(1) サービス提供について

サービスは「介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

(2) 介護保険被保険者証の確認

「住所」及び「介護認定の変更」、など受給者証の記載内容に変更があった場合は速やかに事業所にお知らせ下さい。

(3) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーはサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(4) サービス提供にあたっての情報提供について

サービスを提供する為に必要がある時は介護保険の認定結果・身体状況や生活情報の概況・病名や主治医・介護計画書等をサービス事業者・介護保険施設の担当者に提示します。
尚、知りえた個人情報については、一切他言しないことを約束します。

(5) 個人情報の利用について

①使用目的

- ・ 適切なサービス提供のために必要な場合の事業所内での情報収集と情報共有のほか、居宅サービス事業所又は利用されるその他福祉サービス等との情報収集、連絡調整が必要な場合
- ・ 現に居宅サービスの提供を受けている場合で、利用者・家族が体調を崩し、または怪我などで病院へ行った時の医師・看護職員への情報提供

②個人情報を提供する事業所

- ・ 担当の居宅介護支援事業所
- ・ 居宅サービス計画に掲載されている居宅サービス事業所
- ・ かかりつけ医の所属する病院又は、診療所・医院等
- ・ 緊急時については、かかりつけ以外の病院又は、診療所・医院等
- ・ 福祉事務所・保健所・地域包括支援センター

③使用する期間

契約終了まで

④使用する条件

- ・ 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ・ 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容などの経過を記録する。

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医・ご家族・ケアマネ・保険者（市町村）等に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住 所	
電 話 番 号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

9 緊急時のサービス提供

利用者又はご家族からの依頼を受け、24 時間以内に緊急的にサービスの提供の必要があると事業者が判断した場合は、居宅介護計画における計画的な訪問時以外もサービス提供が可能な場合もあります。

緊急時サービス提供についての当事業所ご連絡窓口

担 当 者	丸山 裕太
電話番号	080-4084-2616
受付時間	午前9時から午後5時まで

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担 当 者	塚越 俊洋
電話番号	027-388-0072
受付時間	午前9時から午後5時まで

当事業所以外に、区市町村・県の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	安中市役所保健福祉部介護高齢課
電話番号	027-382-1111
受付時間	午前8時半から午後5時まで

担当部署	群馬県国民健康保険団体連合会
電話番号	027-290-1323
受付時間	午前8時半から午後5時まで

1 1 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

(契約をする場合は、以下の確認をすること)

令和 年 月 日

訪問介護サービス等利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項・個人情報の利用に關しての説明をしました。

事業者

(所在地) 群馬県安中市原市3533-5 アートリウム原市101号室

(名称) やまと

(説明者) 所属 訪問介護事業部
氏名 塚越 俊洋 印

私は契約書及び本書面により、これから受ける訪問介護サービス等の重要な事項及び個人情報の利用について、事業者から説明および交付を受け、同意しました。

利用者

(住所)

(氏名) _____ 印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) _____ 印